

(福島県報第七百一十一号付録)

令和 八年
九 月 中

福島県報

目 録

定 例
号 外

第七百一号から
第七百八号まで
第七十五号から
第五十七号まで

規 則

三 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

日 号外 ページ

三 三九五

訓 令

二 福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

二 三七九

告 示

五五 福島県議会定例会を招集する件

一 三七七

五七 県営土地改良事業計画を定めた件

一 三七七

五七 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件

一 三七七

五八 車両制限令の規定により道路を指定する件

一 三六六

五九 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件

一 三六六

五〇 車両制限令の規定により国際コンテナ車の通行に係る道路を指定し、及び通行方法を定める件

一 三六六

五一 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

四 三七七

五二 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

四 三七七

五三 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

四 三七七

五三 同

五四 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

四 三七二

五五 同

四 三七二

五六 同

四 三七三

五七 計量器の定期検査を実施する件

四 三七三

五八 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件

四 三七三

五九 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件

四 三七四

五〇 急傾斜地崩壊危険区域を指定した件

四 三七四

五一 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

八 三七八

五二 計量器の定期検査を実施する件

二 三六二

五三 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

五 三六四

五四 同

五 三六四

五五 同

五 三六四

五六 同

五 三六五

五七 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件

五 三六五

五八 県営土地改良事業計画を変更した件

五 三六五

五九 土地改良区の定款の変更を認可した件

八 三六七

五九	県営土地改良事業計画を定めた件	一八	三八七
六〇	県営土地改良事業計画を変更した件	一八	三八七
六一	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件	一八	三八八
六二	道路の供用を開始する件	一八	三八八
六三	保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二五	三九五
六四	同	二五	三九五
六五	同	二五	三九五
六六	食品衛生法施行令第十六条の規定及び同令第九条第二項において準用する同令第十六条の規定により変更の届出があつた件	二九	三九五
六七	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	二九	三九六
六八	土地改良区の解散を認可した件	二九	三九六
六九	県営土地改良事業計画を変更した件	二九	三九六
七〇	同	二九	三九六
七一	農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件	二九	三九六
七二	道路の区域を変更する件	二九	三九七
七三	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	二九	三九七
七四	同	二九	三九七
七五	同	二九	三九八
七六	同	二九	三九八
七七	同	二九	三九八
七八	同	二九	三九八

肥料の検査の結果の概要を公表する件
一七
三六九

三	砂利採取業務主任者試験を実施する件	一	三六九
三	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一	三七〇
四	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四	三七四
五	県営土地改良事業の工事が完了した件	四	三七五
六	一般競争入札を行う件	四	三七五
七	落札者を決定した件	一五	三八六
八	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	一八	三八八
九	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一八	三八八
一〇	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一八	三八九
一一	同	一八	三八九
一二	同	一八	三八九
一三	一般競争入札を行う件	一八	三八九
一四	福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件	二五	三九三

福島県病院局

規 程			
六	福島県病院局組織規程の一部を改正する規程	二五	三九三
七	福島県病院局処務規程の一部を改正する規程	二五	三九三

福島県教育委員会教育長

公 告			
五	一般競争入札を行う件	一八	一
六	同	一八	三
七	同	一八	四

福島県警察本部		公告	七	落札者を決定した件	二九	三九
福島県選挙管理委員会		告示	二	選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	二	三八
福島県監査委員		不在者投票のできる施設として指定した件	二五		三九	
公表		監査公表	四		四	一
福島県人事委員会		同	四		五五	一〇
同		同	五		五七	一
同		同	五		五七	六
規則		職員の新職管理に関する規則の一部を改正する規則	一八		三九	